

# 産業建設常任委員会

日 時 令和6年2月13日（火）午後1時30分～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 開議

## 2 行政報告

### 【産業観光部】

- （1）（仮称）亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例（案）について
- （2）川の駅・亀岡水辺公園条例の一部改正（案）について

### 【まちづくり推進部】

- （1）亀岡市道 新規4路線の認定について

## 3 その他

- （1）今年度の総括と来年度の委員会テーマについて
- （2）今後の日程について

## (仮称)亀岡市保津川における舟運事業等の安全の 確保等の推進に関する条例(案)の制定について

昨年3月に発生した保津川下りの転覆事故を教訓に、本市を流れる保津川において、舟、ラフティングボート等を用いて有償事業を営む事業(以下「舟運事業等」という。)の事故防止と、保津川の良い河川環境の保全及び観光資源としての活用に関し、市、事業者及び利用者の責務等を定めるとともに、舟運事業等の安全確保等を推進するための協議会の設置について規定することで、利用者と舟運事業等に従事する方の命と安全を守るとともに、舟運事業等の継続的な発展と地域経済の活性化に寄与することを目的として、条例を制定することとしています。

### 【条例(案)の概要】

- ・ 市は、本市を流れる保津川における舟運事業等の安全の確保等を推進する。
- ・ 舟運事業等の事業者は、安全確保等について市と連携し、事業者相互においても協力して取り組みの推進に努めるものとする。
- ・ 利用者は、自らの安全の確保と環境保全に努めるとともに、安全確保等の推進のため市や事業者に協力すること。
- ・ 市長は、舟運事業等の安全確保等を促進するため、協議会を組織することができる。
- ・ 協議会を構成する事業者の内、規則で定める基準を満たすものは、市長の認証を受けることができる。
- ・ 市長は、協議会及び認証事業者に対し、情報提供等、必要な支援を講じるものとする。

【施行日(案)】 令和6年4月1日

【条例(案)】 別紙のとおり

(仮称)亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、保津川における舟運事業等の事故の防止並びに保津川の良好な河川環境の保全及び観光資源としての活用（以下「舟運事業等の安全の確保等」という。）に関し、市、事業者及び利用者の責務等を明らかにするとともに、舟運事業等の安全の確保等の推進を図るための協議会の設置について定めることにより、保津川の舟運事業等に関わる全ての人々の生命及び身体の保護を図り、舟運事業等の継続的な発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保津川 一級河川桂川のうち亀岡市域に含まれる区域をいう。

(2) 舟運事業等 次に掲げる事業をいう。

ア 保津川における舟運事業

イ 保津川の水域において、舟、ラフティングボートその他河川で利用することができる乗り物（市長が別に定めるものを除く。）を用いて、利用者のレジャー、スポーツその他の利用に供させる事業

(3) 事業者 保津川において舟運事業等を有償で営む者をいう。

(4) 利用者 保津川において舟運事業等を利用する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、舟運事業等の安全の確保等の推進に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、施策に関して事業者及び利用者の理解を深めるとともに、その実施に関し協力を求め、及び連携して取り組むものとする。

(事業者の役割等)

第4条 事業者は、その事業活動を通じて、舟運事業等の安全の確保等に関する取組の推進に努めるものとする。

2 事業者は、施策が効果的に実施されるよう市と連携するとともに、事業者相互間で協力するものとする。

(利用者の協力等)

第5条 利用者は、舟運事業等の利用において、自らの安全を確保し、及び保津川の良好な河川環境の保全を図るよう努めるものとする。

2 利用者は、施策が効果的に実施されるよう市及び事業者と協力するものとする。

る。

(協議会)

第6条 市長は、舟運事業等の安全の確保等の推進を図るため、その取組の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市長、事業者及び市が必要と認める者をもって構成する。

3 市長は、事業者であって、協議会の構成員でないものがあるときは、当該協議会の構成員として加わるよう求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(協議会構成員の認証等)

第7条 前条第2項の協議会の構成員となる事業者のうち規則で定める基準を満たすものは、市長の認証を受けることができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、前項の規定により認証した事業者（以下「保津川舟運事業等認証事業者」という。）に認証書を交付するものとする。

3 市長は、規則で定めるところにより、保津川舟運事業等認証事業者の名簿を備え、一般の閲覧に供するものとする。

(認証の取消し等)

第8条 市長は、保津川舟運事業等認証事業者が規則に定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その認証を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、遅滞なく、当該事業者を保津川舟運事業等認証事業者の名簿から削除しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により認証を取り消されたときは、認証書を市長に返還するものとする。

(保津川舟運事業等認証事業者等への支援)

第9条 市長は、協議会及び保津川舟運事業等認証事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援措置を講じるものとする。

2 市長は、前項に規定する支援措置を講じるに当たっては、協議会において必要な情報交換を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 川の駅・亀岡水辺公園条例の一部改正(案)について

亀岡市の豊かな自然や歴史、生活文化を育んできた桂川を活用して、舟運の歴史等の学習の場、スポーツやアクティビティ、地域のにぎわい創出や交流の場を提供することで、観光振興と地域活性化を図るため、令和4年4月から川の駅・亀岡水辺公園を設置したところです。宿泊事業の実施や利用機会充実のための料金見直しなどを行うことで、利便性の向上と利用促進を図るため、川の駅・亀岡水辺公園条例を一部改正することとしています。

### 【改正(案)の概要】

- (1) 展示室の使用時間及び使用料を改めること。
- (2) 駐車場使用料を新たに設けること。
- (3) 宿泊事業を実施するため、河川広場(堤防敷及び高水敷)の使用料の見直しを行うとともに、宿泊使用料を新たに設けること。
- (4) 使用時間及び休園日を改めること。

### 【施行日(案)】 令和6年4月1日

ただし、展示室及び駐車場の使用料については、令和6年7月1日以降の使用分から適用する。

### 【改正(案) 新旧対照表】

別紙のとおり

川の駅・亀岡水辺公園条例（令和3年亀岡市条例第18号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																																										
<p>(使用時間及び休園日)</p> <p>第3条 川の駅・亀岡水辺公園（以下「川の駅」という。）の使用時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを<u>変更することができる。</u></p> <p>2 川の駅の休園日は、<u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開園又は休園することができる。</u></p>	<p>(使用時間及び休園日)</p> <p>第3条 川の駅・亀岡水辺公園（以下「川の駅」という。）の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>河川広場（堤防敷及び高水敷）を宿泊を伴って使用する場合における使用時間は、午後2時から翌日の午前10時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、川の駅の使用時間を変更することができる。</u></p> <p>3 川の駅の休園日は、<u>次の各号に掲げる日</u>  <u>とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開園又は休園することができる。</u>                      (1) <u>3月1日から11月30日までの期間を除く火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときはその翌日）</u>                      (2) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u></p>																																																										
<p>別表第1（第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">展示室</td> <td rowspan="3">全面使用</td> <td>午前9時～正午</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>正午～午後3時</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>午後3時～午後6時</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ピロティ</td> <td>1平方メートル</td> <td>1時間</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>河川広場 (堤防敷)</td> <td>1平方メートル</td> <td>1時間</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河川広場 (高水敷)</td> <td>1区画 (40平方メートル程度)</td> <td>バーベキュー・デ イキャンプ 1回</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>1平方メートル</td> <td>1時間</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>河川通路</td> <td>1平方メートル</td> <td>1時間</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備	区分	単位	金額	展示室	全面使用	午前9時～正午	1,000円	正午～午後3時	1,000円	午後3時～午後6時	1,000円	ピロティ	1平方メートル	1時間	30円	河川広場 (堤防敷)	1平方メートル	1時間	30円	河川広場 (高水敷)	1区画 (40平方メートル程度)	バーベキュー・デ イキャンプ 1回	1,500円	1平方メートル	1時間	30円	河川通路	1平方メートル	1時間	30円	<p>別表第1（第12条関係）</p> <p>(1) 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室</td> <td>全面使用</td> <td>1時間</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ピロティ</td> <td>1平方メートル</td> <td>1時間</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>河川通路 (堤防敷)</td> <td>1平方メートル</td> <td>1時間</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>階段護岸</td> <td>1平方メートル</td> <td>1時間</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駐車場</td> <td>バス及び大型特殊自動車</td> <td>1台につき1日</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>普通自動車、小型自動車、軽自動車及び小型特殊自動車（バス及び二輪自動車を除く。）</td> <td>1台につき1日</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備	区分	単位	金額	展示室	全面使用	1時間	1,000円	ピロティ	1平方メートル	1時間	30円	河川通路 (堤防敷)	1平方メートル	1時間	30円	階段護岸	1平方メートル	1時間	30円	駐車場	バス及び大型特殊自動車	1台につき1日	2,000円	普通自動車、小型自動車、軽自動車及び小型特殊自動車（バス及び二輪自動車を除く。）	1台につき1日	1,000円
施設・設備	区分	単位	金額																																																								
展示室	全面使用	午前9時～正午	1,000円																																																								
		正午～午後3時	1,000円																																																								
		午後3時～午後6時	1,000円																																																								
ピロティ	1平方メートル	1時間	30円																																																								
河川広場 (堤防敷)	1平方メートル	1時間	30円																																																								
河川広場 (高水敷)	1区画 (40平方メートル程度)	バーベキュー・デ イキャンプ 1回	1,500円																																																								
	1平方メートル	1時間	30円																																																								
河川通路	1平方メートル	1時間	30円																																																								
施設・設備	区分	単位	金額																																																								
展示室	全面使用	1時間	1,000円																																																								
ピロティ	1平方メートル	1時間	30円																																																								
河川通路 (堤防敷)	1平方メートル	1時間	30円																																																								
階段護岸	1平方メートル	1時間	30円																																																								
駐車場	バス及び大型特殊自動車	1台につき1日	2,000円																																																								
	普通自動車、小型自動車、軽自動車及び小型特殊自動車（バス及び二輪自動車を除く。）	1台につき1日	1,000円																																																								

(堤防敷)			
階段護岸	1平方メートル	1時間	30円
附帯設備等	1基又は1台	1回	各附帯設備等ごとに3,000円を超えない範囲において市長が別に定める額

1 市外居住者（法人にあっては、事業所を市内に有しない者）が使用するときは、使用料の5割相当額を加算する。

2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。

3 冷暖房設備を使用するときは、次の表に掲げる額を加算する。

区分	加算額
冷房	使用料の4割相当額
暖房	使用料の3割相当額

4 使用許可時間を超過した場合は、超過時間1時間当たり使用料の4割相当額を加算する。

5 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 キッチンカーによる営業、物販及びサービス提供で利用する場合の1台・1店舗当たりの占有面積は、原則6平方メートルとして算定する。

附帯設備等	1基又は1台	1回	各附帯設備等ごとに3,000円を超えない範囲において市長が別に定める額
-------	--------	----	-------------------------------------

(2) 河川広場（堤防敷及び高水敷）使用料

施設	使用目的	区分	単位	金額
河川広場 (堤防敷)	バーベキュー・デイキャンプ	1区画	1回	3,000円
	宿泊キャンプ (午後2時から翌日の午前10時まで の使用をいう。以下 同じ。)	一般（中学生以上） 1人	1回	5,000円
		小学生 1人	1回	1,000円
	上記以外の目的	1平方メートル	1時間	30円
河川広場 (高水敷)	バーベキュー・デイキャンプ	1区画	1回	1,500円
	宿泊キャンプ	1区画	1回	2,500円
	上記以外の目的	1平方メートル	1時間	30円

備考

1 市外居住者（法人にあっては、事業所を市内に有しない者）が使用するときは、使用料の5割相当額を加算する。

2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。

3 この表において「1日」とは、午前9時から午後5時まで（河川広場（堤防敷及び高水敷）を宿泊を伴って使用する場合にあっては、午後2時から翌日の午前10時まで）の使用をいう。ただし、使用の期間が1日未満の場合は、これを1日とする。

4 この表において「中学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1

条に規定する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいい、「小学生」とは、同条に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。

5 この表において「バス」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車で、乗車定員11人以上のものをいい、その他の自動車の種別は、同条に規定するところによる。

6 冷暖房設備を使用するときは、次の表に掲げる額を加算する。

区分	加算額
冷房	使用料の4割相当額
暖房	使用料の3割相当額

7 使用許可時間を超過した場合は、超過時間1時間当たり使用料の4割相当額を加算する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

8 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

9 キッチンカーによる営業、物販及びサービス提供で利用する場合の1台・1店舗当たりの占用面積は、原則6平方メートルとして算定する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川の駅・亀岡水辺公園条例別表第1第1号の表中展示室の部及び駐車場の部の使用料は、令和6年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

【川の駅・亀岡水辺公園条例一部改正(案) まとめ】

(1)施設使用料

施設・設備	区分	単位	現行	改正(案)	備考
展示室 (59.63㎡)	全面使用	9時～12時	1,000円	1時間1,000円	利用促進及び収益性の向上のため、3時間ごとの使用単位を1時間あたりに改める。 【参考】 ギャラリーかめおか 研修室(50㎡) 550円/1時間 1,100円/1時間(営利目的) サンガスタジアム会議室(59㎡) 9時～12時 4,100円 13時～17時 4,700円 18時～21時 4,700円 9時～21時 12,100円
		12時～15時	1,000円		
		15時～18時	1,000円		
ピロティ	1㎡	1時間	30円	(変更なし)	
河川通路 (堤防敷)	1㎡	1時間	30円	(変更なし)	
階段護岸	1㎡	1時間	30円	(変更なし)	
駐車場	バス及び大型特殊自動車	1台につき1日	(規定なし)	2,000円	<p>駅利用者等の駐車により、施設利用者の駐車スペースが確保できないことがあるため料金を設定する。</p> <p>当該料金を設定することで施設利用者の利便性を損なわないよう、市長の承認を得て、指定管理者は、条例で定める額を超えない範囲で利用者に対し減免等を講じることが想定している。</p> <p>貸切バス等による来訪もあるため、バスの使用料を設定する。</p> <p>【参考】 丹波亀山城下町観光バス駐車場 一般車両 1,000円/1日 バス 2,000円/1日</p>
	普通自動車、小型自動車、軽自動車及び小型特殊自動車(バス及び二輪自動車を除く。)	1台につき1日	(規定なし)	1,000円	
附帯設備等	1基又は1台	1回	附帯設備等ごとに3,000円を超えない範囲で市長が定める額	(変更なし)	

(2)河川広場(堤防敷及び高水敷)使用料

施設・設備	区分	単位	現行	改正案	備考
河川広場 (堤防敷)	1区画	バーベキュー・デイキャンプ	(規定なし)	9時～17時 3,000円	<p>駐車場から利便性が高く、東屋も利用できる高付加価値キャンプサイトを新たに設定する。住宅地に近いため、宿泊キャンプは、区画料金に加えて1人あたりの使用料を設定する。</p> <p>【参考】 七谷川野外活動センターキャンプ場 宿泊 1,310円/大人1人 500円/児童・生徒1人</p>
	1区画	宿泊キャンプ 14時～ 翌日10時	(規定なし)	14時～ 翌日10時 5,000円	
	1人	宿泊キャンプ 14時～ 翌日10時	(規定なし)	中学生以上 1,000円 小学生 500円	
	1㎡	1時間	30円	(変更なし)	

					※市民は上記の半額 亀岡市交流会館キャンプサイト デイ 9時～17時 1,650円 宿泊 14時～翌10時 3,300円 保津川水辺公園オートキャンプ場 デイ8時～17時 500円/大人1人 300円/小学生1人 宿泊8時～翌17時 1,000円/大人 600円/小学生1人
河川広場 (高水敷)	1区画	バーベキュー・ デイキャンプ	1,500円	9時～17時 1,500円	宿泊キャンプ料金を設定し、 デイキャンプは9時～17時まで、 宿泊は午後2時から翌日10時までとする。
	1区画	宿泊キャンプ 14時～ 翌日10時	(規定なし)	14時～ 翌日10時 2,500円	
	1㎡	1時間	30円	(変更なし)	

#### 備考

- 市外居住者(法人にあっては、事業所を市内に有しない者)が使用するとき、使用料の5割相当額を加算する。
- 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- この表において「1日」とは、午前9時から午後5時まで(河川広場(堤防敷及び高水敷)を宿泊を伴って使用する場合には、午後2時から翌日の午前10時まで)の使用をいう。  
ただし、使用の期間が1日未満の場合は、これを1日とする。
- この表において「中学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒をいい、「小学生」とは、同条に規定する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童をいう。
- この表において「バス」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車で、乗車定員11人以上のものをいい、その他の自動車の種別は、同条に規定するところによる。
- 冷暖房設備を使用するとき、次の表に掲げる額を加算する。

区分	加算額
冷房	使用料の4割相当額
暖房	使用料の3割相当額

- 使用許可時間を超過した場合は、超過時間1時間当たり使用料の4割相当額を加算する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
- 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- キッチンカーによる営業、物販及びサービス提供で利用する場合の1台・1店舗当たりの占有面積は、原則6㎡として算定する。

### (3)休館日設定

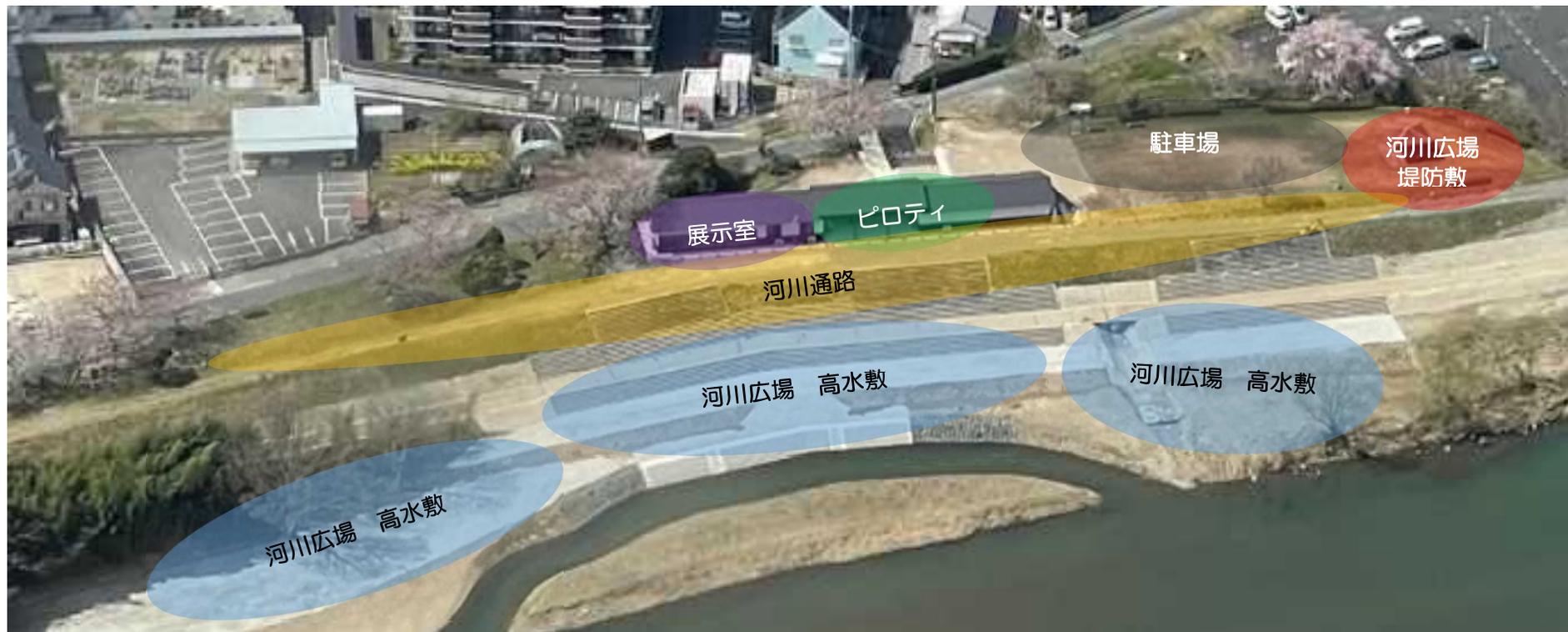
川の駅・亀岡水辺公園(以下「川の駅」という。)の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、河川広場(堤防敷及び高水敷)を宿泊を伴って使用する場合には、午後2時から翌日の午前10時までとする。

- 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、川の駅の使用時間を変更することができる。
- 川の駅の休園日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開園又は休園することができる。
  - 3月1日から11月30日までの期間を除く火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日)
  - 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

【参考】施設運営の向上を目的とした全担当者による研修の実施や福利厚生推進等のため、閑散期の火曜日を休館日として新たに設定するもの。

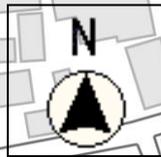
川の駅・亀岡水辺公園



令和6年亀岡市議会定例会3月産業建設常任委員会 第76号議案 市道路線の認定及び変更 概要

路線名	延長 m	幅員		事業概要
		最小 m	最大 m	
<b>市道認定</b>				
(本梅町) 1)北側線	219.70	4.50	6.00	国営緊急農地再編整備事業実施に伴い、事業区域内の市道（森ノ上線）を一部廃止、再認定するものです。
(保津町) 2)構ノ内線	61.54	6.00	6.00	都市計画法第29条第1項の許可等に基づく開発行為であり、開発団地内に居住する住民の生活利便性及び今後の維持管理を考慮し、亀岡市道として認定するものです。
(篠町) 3)上西裏4号線	63.15	6.00	12.00	//
(篠町) 4)中西裏2号線	28.76	6.00	12.01	//
<b>市道変更</b>				
(西別院町) 1)大槻並線 変更前 変更後	401.24 576.00	3.90 3.90	5.25 5.25	昭和61年に当該路線を市道認定した際、終点の錯誤があった為、是正するものです。
(本梅町) 2)森ノ上線 変更前 変更後	487.43 47.00	2.95 2.80	5.15 3.20	国営緊急農地再編整備事業亀岡中部地区の圃場整備事業の実施に伴い、事業区域内の市道を一部廃止し、新設農道として国営事業の中で整備を行うものです。

位置図



17074 構ノ内1号線  
延長：61.54m  
最大：6.00m



在野地大連軌道園地(第5号)

縮尺 1 : 1500





路線No.	17074
路線名	構ノ内1号線
工種	
内容	起点

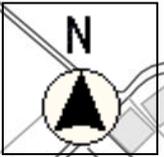


路線No.	17074
路線名	構ノ内1号線
工種	
内容	

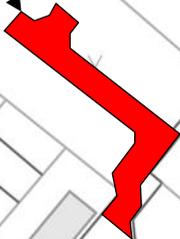


路線No.	17074
路線名	構ノ内1号線
工種	
内容	終点

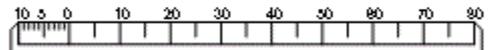
位置図



18329 上西裏4号線  
延長：63.15m  
最大：12.00m  
最小：6.00m



縮尺 1 : 1500





路線No.	18329
路線名	上西裏4号線
工種	
内容	起点



路線No.	18329
路線名	上西裏4号線
工種	
内容	



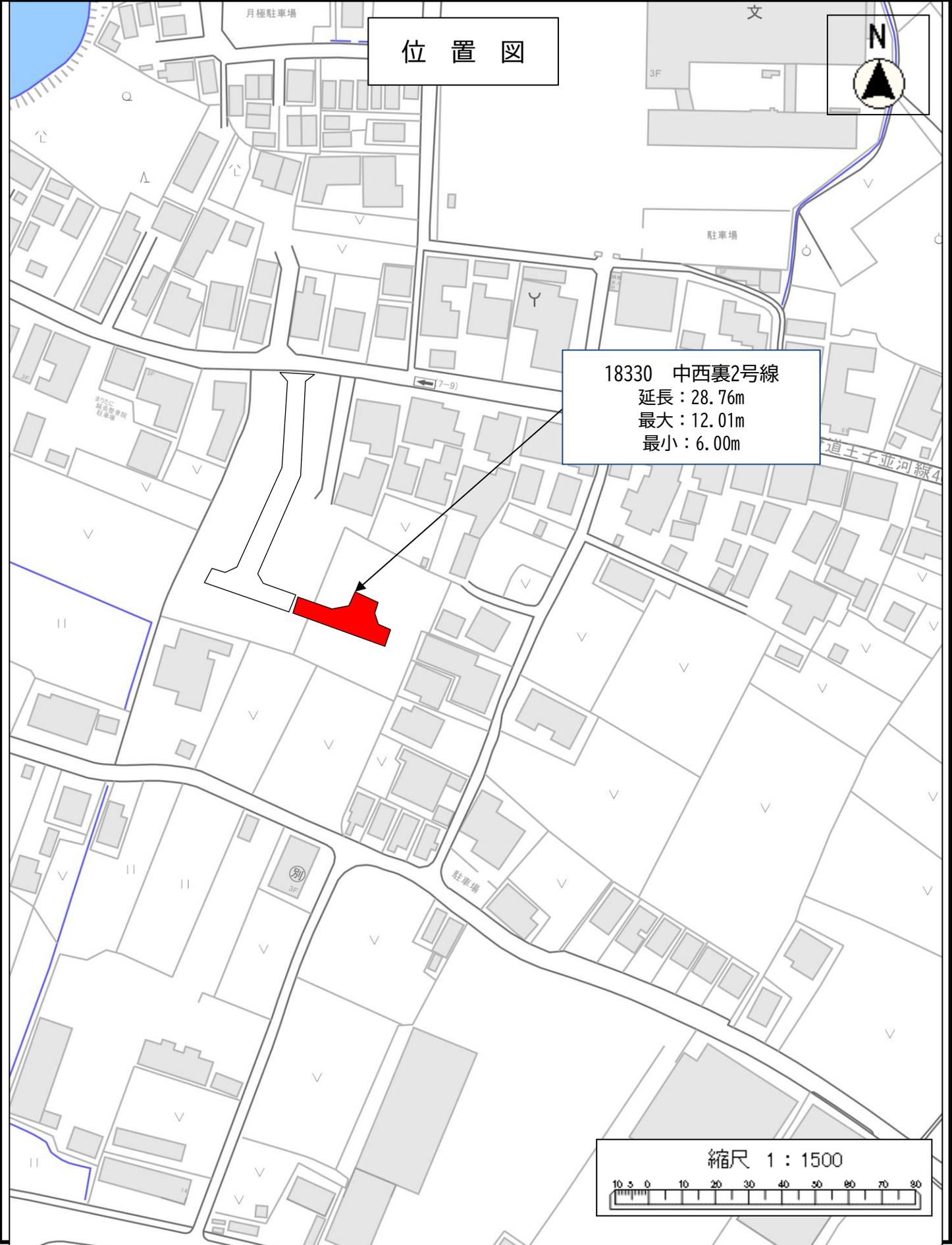
路線No.	18329
路線名	上西裏4号線
工種	
内容	終点

位置図



18330 中西裏2号線  
延長：28.76m  
最大：12.01m  
最小：6.00m

縮尺 1 : 1500





路線No.	18330
路線名	中西裏2号線
工種	
内容	起点



路線No.	18330
路線名	中西裏2号線
工種	
内容	



路線No.	18330
路線名	中西裏2号線
工種	
内容	終点

# 位置図



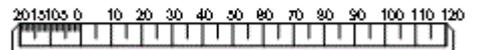
07065 市道北側線  
延長：219.70m  
最大：6.00m  
最小：4.50m  
(旧森ノ上線を廃止、再認定)

森ノ上線(変更前)

認定廃止

森ノ上線(変更後)

縮尺 1 : 2500





路線No.	7065
路線名	北側線
工種	
内容	起点



路線No.	7065
路線名	北側線
工種	
内容	



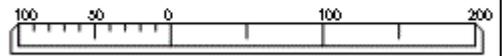
路線No.	7065
路線名	北側線
工種	
内容	終点

変更前



03021 大槻並線  
延長：401.24m  
最大：5.25m  
最小：3.90m

縮尺 1 : 5000



変更後（終点変更）



今回認定区間

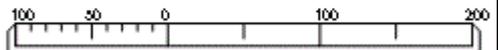
03021 大槻並線

延長：576.00m

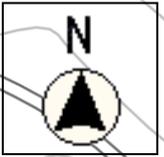
最大：5.25m

最小：3.90m

縮尺 1 : 5000

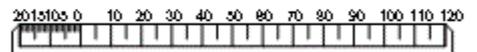


変更前

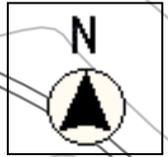


07058 森ノ上線  
延長：487.43m  
最大：5.15m  
最小：2.95m

縮尺 1 : 2500



# 変更後（終点変更）



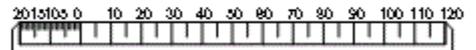
219.7m  
市道北側線として再認定

認定廃止: 437.4m

217.7m  
新設農道として整備

07058 森ノ上線  
延長: 47.00m  
最大: 3.20m  
最小: 2.80m

縮尺 1 : 2500





路線No.	07058
路線名	森ノ上線
工種	
内容	起点(変更なし)



路線No.	07058
路線名	森ノ上線
工種	
内容	終点(変更後)



路線No.	07058
路線名	森ノ上線
工種	
内容	終点(変更前)



終点  
(変更前)

終点  
(変更後)



産業建設常任委員会 令和5年度活動の総括  
【R5 テーマ:新たな産業イノベーションの発展について】

委員名	今年度のふりかえり
林委員長	<p>市が抱える課題解決に対して視察・研究を経験豊かな先輩議員より、これまでの取組を伺い議論が出来たと考える。5月にオープンイノベーションセンター・亀岡(OICK)がスタートし産業振興の拠点と期待も高く常任委員会としてもテーマを設定し支えるべく取り組んできた。</p> <p>毎年、方向性や予算執行に対する進捗を確認し着実な実績を興せ、持続的な地域経済発展を目指すことが重要だと考える。</p>
片山副委員長	<p>本テーマについて、委員会討議、開所式、行政視察などを行う中で、産・学・公がどう連携し、どこが主体になり、どう役割分担をして、どんなプロセスで成果を出し、どう評価するのかなど課題の多さとともに、地元経済にどれだけ貢献できるのか未知数の側面を強く感じた。</p> <p>しかし一方でこの種のテーマは何事にも挑戦しなければ始まらないということも理解する必要がある。今後設備投資による実験、研究だけでなく、人材育成にどれだけ寄与するのか、引き続き成果報告と検証が必要であると思う。</p>
法貴委員	<p>今年度、産業建設常任委員会では「新たな産業イノベーションの発展について」のテーマのもと、副委員長として活動してまいりました。予算・決算特別委員会産業建設分科会、産業建設常任委員会においては付託された議案において慎重に審査を行いました。また、4月28日には竣工式を間近に控えたオープンイノベーションセンター・亀岡の視察に伺い各施設の説明や、進捗状況について確認しました。7月12日～14日の日程で愛知県江南市、静岡県藤枝市、静岡県浜松市へ行政視察に伺いました。江南市ではいこまいCAR(デマンド交通)の取組について、藤枝市では市民ふれあい農園整備事業について・ふじえだゼロからエントリー制度(新規就農の促進)について、浜松市では、浜松市実証実験サポート事業(スタートアップ支援事業)の取組について各施策の概要成功要因・課題について説明を受けました。各地域で行われた施策の背景や効果、課題等を参考にし、本市の更なる発展に寄与できるよう今後も取り組んでまいります。</p> <p>議員1年目ではありましたが、1年間、本市の発展と市民の利益を最優先に考え、様々な課題に向き合ってまいりました。引き続き、市民の皆様と共に歩み、より良いまちづくりに尽力してまいります。</p>
山木委員	<p>今年のテーマは亀岡市の産業イノベーションであり、亀岡市の地域資源を活用し産学公連携の取組を推進することにより、次代を担う人材の育成を図るとともに産業イノベーションやバイオ技術による農業の付加価値化を支援・促進し、また地域経済の活性化と亀岡経済の持続的な発展に貢献することであった。</p> <p>本事業は、単年度の一過性の事業では無いため、引き継ぎ事業を注視していくこととするべきである。</p>

委員名	今年度のふりかえり
小川委員	<p>亀岡市議会では、オープンイノベーションセンター・亀岡(OICK)につて事業につて、令和4年1月17日全員協議会にて説明を受け、それらについての進捗状況とサンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証実験事業の最終年度となったことを踏まえて、令和5年度産業建設常任委員会のテーマとして「新たな産業イノベーションの発展」として調査研究を行った。</p> <p>令和5年4月 亀岡市×亀岡商工会議所×京都先端科学大学が連携し、新産業創出と、次世代を担う人材育成を図り地域経済活性化に貢献することを目指して、オープンイノベーションセンター・亀岡(OICK)が開所した。開所前には、拠点となる京都先端科学大学にて現地視察を行い、令和5年7月14日には、浜松市を訪れて「浜松市実証実験サポート事業(スタートアップ支援事業)の取組について行政視察を行った。</p> <p>今後も地域産業創出や地域経済の活性化、効率的な農業の基盤づくりにオープンイノベーションセンター・亀岡(OICK)を中心とした産学連携の効果を委員会としても注視していきたいと思う。</p>
齊藤委員	<p>テーマに沿って取り組んだが成果は上がったとは言えない。OICK も亀岡商工会議所所属企業が参加されているか疑問。従って、OICK は市外企業に参加を広く募るべきであり、それを議会は容認すべき(人材不足解消に多国籍人材流入も含め)反省から見えてくるものがあり、視察先した浜松市の「やрмаいか精神」(一緒にやろうよ)のような起業家精神を育てることが大切であると考えてる。</p>
木村委員	<p>産学官連携事業補助金で昨年5月にオープンイノベーションセンター・亀岡が開校され、産業委員会で参加した。補助金も昨年度で3億4千万円支出された。昨年3月議会で進捗状況の適宜委員会への報告を指摘要望しており、6年度も視察に行き報告を聞きたい。</p> <p>平和祭花火大会の有料席販売と警備体制の充実により成功したが、反省点と今年の計画を確認したい。</p> <p>視察では江南市のいこまいCAR、藤枝市の市民ふれあい農園、浜松市の実証実験サポート事業。</p>

産業建設常任委員会 令和6年度活動テーマ・視察先(案)  
【R5 テーマ:新たな産業イノベーションの発展について】

委員名	来年度の委員会テーマ案	視察先候補 (もしあれば)
林委員長	一次産業発展における地域経済振興	北九州市
片山副委員長	今年度のふりかえりに鑑み、「地域貢献する新たな産業イノベーションのあり方について」として、新産業により地域経済が活性化した事例を研究する。	特になし
法貴委員	地域産業の振興と持続可能な農林業の推進	・好適環境水を利用した陸上養殖の取組(岡山理科大学) ・ジビエ有効活用の取組(山口県下関) ・ソーラーシェアリングの取組(岡山県、千葉県匝瑳市、広島県安芸高田市、群馬県高崎市、埼玉県秩父市)
山木委員	・森林整備林道整備 有害鳥獣対策 ・農業の担い手育成の強化 ・スマート農業の実施 ・防災・減災機能の充実・強化に関する調査・研究	兵庫県三田自然の博物館(農業及び多自然川づくり)
小川委員	・次世代につなぐ亀岡市の農林業について ・「亀岡市の農産物のイノベーションとブランディング」について	特になし
齊藤委員	能登半島地震で心理的に災害インフラ整備に心は向かうと思いますが、継続でも良いと考えます。 京都府が向日市で進めているZバレー構想に注視し、EV 自動車向けに東海地方サプライチェーンから新しいサプライチェーンを近隣市の優位性を生かし京都府と共に構築すべき取組をしてはどうか。	特になし
木村委員	令和6年度も5年度に引き続き、「新たな産業イノベーションの発展について」をテーマで活動する。	令和8年の「全国都市緑化フェアin京都丹波」もありオーガニック農業について視察する。